

令和7年3月31日  
釜石市告示第55号

## 釜石市森林整備促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 森林の有する公益的機能の維持及び森林資源の活用を推進し、持続可能な森林経営による林業生産活動の活性化を図るため、林業経営体が行う森林整備事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で、釜石市補助金交付規則(昭和50年釜石市規則第44号)、釜石市補助金交付要領(平成19年釜石市告示第79号。以下「交付要領」という。)及びこの要綱により、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林業経営体 市内に事業所等を有する林業者をいう。
- (2) 森林整備事業 森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号。以下「県規則」という。)第2条に定める森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業及び機能回復整備事業をいう。
- (3) 標準単価 毎年度に定められる岩手県森林整備事業標準単価表に規定する標準単価をいう。

### (交付対象経費及び補助金額)

第3条 補助事業の内容、交付対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

内容			交付対象経費	補助金額
種別	種目	補助の対象となる要件		
森林整備事業	除・間伐	釜石市森林整備計画に定める標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木(侵入竹を含む。)の除去、不良木の淘汰及び搬出集積	人件費 需用費 役務費 委託料 使用料及び賃借料 工事請負費 原材料費	標準単価を基に計算される経費の100分の32以内の額とし、予算の範囲内で別に市長が定める額

### (補助金の交付対象)

第4条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を実施する者であって、県規則第2条第14項に規定する事業主体とする。

(交付申請等)

第5条 補助金交付申請の期限は、毎年度3月25日とする。

2 交付要領第3条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、県規則第4条及び別表で定める森林整備補助金交付申請書及び森林整備事業実施内訳書の写しとする。

(交付の条件)

第6条 交付要領第6条第1項の規定により要綱で定める交付の条件は、県規則第8条第1号により森林整備事業補助金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(届出事項)

第7条 補助事業者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。
- (2) 代表者を変更したとき。

(完了期限等)

第8条 補助事業の完了及び補助金請求書等の提出期限は、毎年度3月31日とする。

2 交付要領第10条第1項第5号の規定によりその他要綱で定める書類は、岩手県森林整備補助金交付決定通知書及び内訳書の写しとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。